

2 沿革

(1) 水道事業

呉市は広島県の西南部に位置し、北に山を負い、南は瀬戸内海に面して比較的温暖な気候に恵まれた都市である。

<呉鎮守府水道>

呉市発展の歴史は、軍港指定に始まる。

明治の中頃までは、半農半漁の四つの村落に過ぎなかったが、明治 19 年、この地に呉海軍鎮守府が開庁されることが決定し、海軍による水道の建設が明治 21 年に着手され、明治 23 年に呉工廠等旧海軍施設に給水したのが旧海軍水道の始まりである。

近代水道としては、横浜市、函館市に次いで全国で 3 番目に古い歴史を誇っているが、海軍専用の水道であったため、水道史には記されていない。

<市 営 水 道>

呉市の水道は、大正 7 年 4 月に旧海軍水道からの余水分与を水源として市民給水を開始した。

創設後は、市勢の発展により数次の拡張を行うほか、「旧軍港市転換法」により譲与された旧海軍施設と既存施設の一元化を図った。また、その後は、広島県下一の流量を誇る太田川に水源を求め、広島県との共同事業等により用水を確保し、増大する水需要に対応してきた。

平成 15 年から平成 17 年にかけての旧下蒲刈町、旧川尻町、旧音戸町、旧倉橋町、旧蒲刈町、旧安浦町、旧豊浜町及び旧豊町の編入合併により、各水道事業及び簡易水道事業の全部を引き継ぎ、給水区域が大幅に広がった。

平成 24 年度末、市民給水の開始時から稼動してきた平原浄水場を廃止し、基幹浄水場である宮原浄水場に機能統合した。平成 25 年 4 月から、宮原浄水場新浄・配水施設により給水を開始しており、引き続き、水道施設整備事業を推進している。

平成 25 年 4 月、市民サービスの向上、組織・運営の効率化、危機管理体制の強化を基本理念として上下水道の組織統合を実施した。この組織統合を契機として、平成 26 年 1 月に「呉市上下水道ビジョン（計画期間：10 年間）」を策定の上、このビジョンの具体的な実施計画である「呉市上下水道ビジョン前期経営計画（計画期間：5 か年）」を平成 26 年 3 月に、「呉市上下水道ビジョン後期経営計画（計画期間：4 か年）」を令和元年 12 月に、それぞれ策定したのに続き、今後も安全で安心な上下水道サービスを安定的に提供できるよう、中長期的な視点に立った事業のあるべき姿を定め、令和 6 年度から令和 15 年度までを計画期間とする新たな「呉市上下水道ビジョン 2024～2033」を令和 5 年 11 月に策定（令和 6 年 2 月改定）した。

なお、令和 7 年度末の水道の普及率は、99.2%である。

創 設 期

呉市の平坦部は、沼沢地を埋め立てた土地のため、井戸の水質は極めて悪く、悪疫の流行に悩まされていたことから、明治 35 年の市制施行時には、既に水道布設を要望する声が上がっていた。しかし、市内を流れる二河川は、既に海軍が利水をしており、水源の手当てが困難であった。

このため、水源は、海軍が新たに築造を計画している本庄水源地からの余水の分与に依存することと

し、明治 44 年 7 月、呉鎮守府司令長官宛てに請願書を提出した。

呉市の上水道布設に関しては、軍港都「呉市」の衛生状態は直ちに海軍の士気にも影響するとして、海軍当局も深い理解を示し、大正元年 9 月に起工した本庄水源地の余水を呉市に分水することについて、大正 2 年 3 月に呉鎮守府司令長官からの承諾の回答があった。

上記回答により、大正 2 年 8 月、海軍の余水を二河の滝左岸で受水し、これを平原町に新設する浄水場に導水し、処理した後、市民に給水するという「呉市水道布設計画案」を市議会において可決した。

大正 4 年 7 月 12 日、平原浄水場用地において地鎮祭を挙行し、呉市水道布設工事を起工した。

この工事は、折からの欧州動乱の影響を受けて資材不足に悩まされたものの、関係者の努力によって、約 2 年 8 か月後には、ほぼ竣工し、大正 7 年 4 月 1 日から市民給水を開始した。

第 1 期拡張工事（昭和 3 年～昭和 4 年）

海軍施設の拡張による戸数・人口の増加で、住宅が山の手へ延びたため、井水や谷水を利用していた同地区の用水が欠乏し始めたこと、また、同地区の水質不良もあって、この地区への水道布設の必要が高まってきた。

このため、昭和 3 年 4 月から第 1 期拡張工事に着手し、翌昭和 4 年 3 月に竣工した。

1 日 15,000 m³の給水能力を 16,700 m³に増強したこの工事で、宮原の高地区への給水が始まった。

第 2 期拡張事業（昭和 13 年～昭和 18 年）

＜三永水源地の築造＞

呉軍港の増強による市勢の発展は、年を追うごとに盛んとなり、加えて、第 1 期拡張工事中の昭和 3 年には、吉浦・警固屋・阿賀 3 町を合併したことによる市域の拡大、さらに、幾度かの干ばつで毎年のように深刻な水不足を経験した。

このため、新たに水源地を築造することとし、昭和 13 年 11 月に着工した。

爾来、年有余、戦時下の物資不足・人手不足という悪条件にもかかわらず、昭和 18 年 2 月 6 日には、26km 離れた平原浄水場への通水式を挙行了した。

264 万 m³の貯水量を有する水源地や長距離の導水路突貫工事によって、短時日のうちにスムーズに完成させたのは、当時の軍都「呉市」への給水が急務であったことがうかがわれる。

なお、第 2 期拡張事業は、昭和 18 年 3 月末日をもって竣工した。

第 3 期以降の拡張事業

＜呉鎮守府水道（旧海軍水道）の活用＞

戦後の連合軍への給水は、旧海軍水道施設の一時使用許可によって、その任を果たすことができたが、これらの水道施設を昭和 25 年 6 月公布の旧軍港市転換法に基づき、昭和 29 年 12 月までに国からの譲与によって呉市が引き継ぐこととなった。

昭和 22 年から始まった工業用水道施設工事を含む上水道整備事業に続いて行った第 3 期拡張事業は、市有水道と旧海軍水道の一元化を図ったもので、主として旧海軍水道の施設であった戸坂水源地、宮原浄水場と市有水道の平原浄水場の拡充・整備を行ったほか、昭和 37 年には、工業用水道施設も完成をみている。

続く第 4 期拡張事業では、県営太田川東部工業用水道との共同施設を建設して水源を確保し、主として平原・石内両浄水場の拡充・整備や焼山浄水場の新設工事等を施行した。

さらに、第 5 期拡張事業では、安芸灘地域水道用水供給事業（現・広島水道用水供給事業）との共同

事業で、導・浄・送・配水施設を築造し、これを水源として宮原浄水場の拡充・整備、本庄浄水場の新設工事、さらには、市内陸部の郷原及び昭和一部地区等の水道施設工事を施行して未給水地区の解消を図った。

第6期拡張事業（昭和58年～平成20年）

広島水道用水供給事業からの浄水受水（14,200 m³）を水源に、給水サービスの質的向上、安定給水の確保及び市民皆水道を目標として事業を開始した。

この事業の進捗中に、老朽化の著しい戸坂送水管の事故多発を受け、広島県の太田川東部工業用水事業の導水管を使用することにより、戸坂取水場の水を送水するめどが立ったため、昭和61年10月に戸坂浄水場を廃止し、次いで、昭和63年3月には隧道配水池竣工に伴い焼山浄水場を廃止するなどし、既存の6浄水場を4浄水場に統合し、漸次施設の合理化を図った。

また、平成9年3月には、より良質な水の安定供給を目指して施行した石内水系の宮原水系への切工事の完了に伴い、石内浄水場を休止した。さらに、平成15年9月に、昭和・郷原地区の水需要予測の見直しを行った結果、本庄浄水場を休止することとした。

水道施設整備事業（平成20年～）

大正7年の創設時から稼働している平原浄水場（38,100 m³/日）の老朽化等により、宮原浄水場にその浄水機能を移転するとともに、宮原浄水場全体を耐震化施設として築造（82,000 m³/日）し、災害、事故等に強い供給体制を構築するための事業（計画給水人口は240,000人、計画1日最大給水量は105,600 m³）を行っている。

平成25年3月に、宮原浄水場内に新たな浄水施設（82,000 m³/日）が完成し、平成25年4月から給水を開始し、呉市の浄水施設の耐震化率は100%になった。

また、平成30年1月には、宮原浄水場管理棟が完成した。

なお、国において、平成28年度までに簡易水道事業を水道事業に統合することを推し進めたため、平成28年度末に5簡易水道事業を廃止し、水道事業に統合した。

(2) 工業用水道事業

工業用水道事業

終戦後、「平和産業港湾都市」を目指した呉市は、企業誘致を熱心に進め、東洋パルプ(株)（現王子マテリア(株)）が広工廠跡地で昭和26年6月から、日亜製鋼（現日本製鉄(株)）が呉工廠跡地で昭和26年11月から操業開始の運びとなった。

市有水道と旧海軍水道を併せた呉市の水源は118,000 m³で、市民及び連合軍への給水60,000 m³を賄っても、まだ余裕があったが、旧海軍水道は、そのまま利用することができず、市有水道との一元化が必要であった。

当時は、工業用水道の名称はなく、後年、工業用水道となる施設は、上水道整備事業の一環として施行し、創設工事を行った。

昭和26年度から28年度にかけて、原水送水管の整備拡充を行ったが、工事内容は、呉・広工廠地区への給水のための送・配水管の補修及び原水管の布設工事と越畑減圧井の設置及び一部工業用配水管の布設工事で、広地区38,000 m³/日、呉地区20,000 m³/日の最初の工業用水給水施設が完成した。

その後、3期の拡張事業を経て、呉市工業用水道事業の能力増強工事は、昭和36年度をもって完了し、現在に至っている。

工業用水道事業の拡張

誘致工場の順調な発展で、将来の工業用水不足が懸念されたため、昭和31年度に第1期拡張工事を施行し、三坂地水系を10,000 m³/日増強して18,000 m³/日とし、二河水系の12,000 m³/日に加えて、1日最大給水能力を80,000 m³とした。

昭和32年度から34年度にかけての第2期拡張工事では、30,000 m³/日の取水計画に基づき、広町二級に容量60,000 m³の調整池を築造し、1日最大給水能力を110,000 m³とした。昭和35年度及び36年度における第3期拡張工事では、前述の二級水系送水施設等を拡張して20,000 m³/日を増強し、1日最大給水能力を130,000 m³とし、拡張工事は完了した。

その後、三坂地水源地及びその関連施設は、老朽化が進行するとともに、井戸の取水能力が低下していることから令和3年3月をもって廃止し、同年4月から1日最大給水能力を117,000 m³に変更している。

現在は、中長期的な視点に立った事業経営の指針となる「呉市工業用水道事業経営計画改定版（令和元年12月改定）」に続き、令和6年度から令和15年度までを計画期間とする「呉市工業用水道事業経営戦略2024～2033」を令和5年12月に策定し、事業運営を行っている。

なお、令和7年度末の給水先事業所は、呉地区3社、広地区3社の計6社で、基本使用水量は、1日68,600 m³である。

(3) 公共下水道事業

呉市の公共下水道事業は、全市域 35,204ha のうち、全体計画面積 4,855.8ha を、新宮処理区 1,702.9ha、広処理区 1,596.0ha、天応処理区 354.2ha、川尻処理区 262.2ha、安浦処理区 412.6ha、蒲刈処理区 86.5ha、本浦処理区 35.7ha、音戸北部処理区 265.2ha 及び倉橋中央処理区 140.5ha の 9 処理区に分けて計画を策定している。

新宮処理区については、昭和 33 年 3 月に事業認可を受けて事業に着手して以来、事業を順次拡大し、昭和 44 年 4 月に新宮浄化センターの運転を開始した。令和 7 年度末現在、事業計画区域面積 1,702.9ha に対し処理区域面積は 1,540.4ha で、進捗率は 90.5%となっている。

広処理区については、昭和 46 年 7 月に事業認可を受け、浄化センターの建設と併せて管渠の整備を進め、昭和 49 年 4 月に広浄化センターの運転を開始した。また、昭和 63 年 3 月に郷原地区 75.0ha を特定環境保全公共下水道として認可区域に追加し、整備を進めてきた。令和 7 年度末現在、事業計画区域面積 1,549.1ha に対し、処理区域面積は 1,375.8ha で、進捗率は 88.8%となっている。

天応処理区については、昭和 46 年 7 月に事業認可を受けて事業に着手し、平成 6 年 4 月に天応浄化センターの運転を開始した。令和 7 年度末現在、事業計画区域面積 354.2ha に対し、処理区域面積は 299.5ha で、進捗率は 84.6%となっている。

川尻処理区については、昭和 59 年 12 月に事業認可を受けて事業に着手し、平成 3 年 3 月に川尻浄化センターの運転を開始した。令和 7 年度末現在、事業計画区域面積 262.2ha に対し、処理区域面積は 229.4ha で、進捗率は 87.5%となっている。

安浦処理区については、平成 2 年 9 月に事業認可を受けて事業に着手し、平成 9 年 4 月に安浦浄化センターの運転を開始した。令和 7 年度末現在、事業計画区域面積 412.6ha に対し、処理区域面積は 349.9ha で、進捗率は 84.8%となっている。

蒲刈処理区については、平成 7 年 12 月に事業認可を受けて事業に着手し、平成 13 年 4 月に赤石浄化センターの運転を開始した。令和 7 年度末現在、事業計画区域面積 86.5ha に対し、処理区域面積は 86.4ha で、進捗率は 99.9%となっている。

本浦処理区については、平成 8 年 12 月に事業認可を受けて事業に着手し、平成 15 年 4 月に本浦浄化センターの運転を開始した。令和 7 年度末現在、事業計画区域面積 35.7ha に対し、処理区域面積は 35.7ha で、進捗率は 100.0%となっている。

音戸北部処理区については、平成 15 年 11 月に事業認可を受けて事業に着手し、平成 24 年 4 月に音戸北部浄化センターの運転を開始した。令和 7 年度末現在、事業計画区域面積 110.4ha に対し、処理区域面積は 49.2ha で、進捗率は 44.6%となっている。

倉橋中央処理区については、平成 17 年 3 月に事業認可を受けて事業に着手し、平成 26 年 5 月に倉橋中央浄化センターの運転を開始した。令和 7 年度末現在、事業計画区域面積 59.9ha に対し、処理区域面積は 40.2ha で、進捗率は 67.1%となっている。

これらの結果、呉市全体では、事業計画区域面積 4,573.5 ha に対し、処理区域面積は 4,006.5ha で、進捗率は 87.6%となっている。なお、令和 7 年度末の人口普及率は、89.6%となっている。

また、平成 25 年 4 月、市民サービスの向上、組織・運営の効率化、危機管理体制の強化を基本理念として上下水道の組織統合を実施した。この組織統合を契機として、平成 26 年 1 月に「呉市上下水道ビジョン（計画期間：10 年間）」を策定の上、このビジョンの具体的な実施計画である「呉市上下水道ビジョン前期経営計画（計画期間：5 か年）」を平成 26 年 3 月に、「呉市上下水道ビジョン後期経営計画（計画期間：4 か年）」を令和元年 12 月に、それぞれ策定したのに続き、今後も安全で安心な上下水道

サービスを安定的に提供できるよう、中長期的な視点に立った事業のあるべき姿を定め、令和6年度から令和15年度までを計画期間とする新たな「呉市上下水道ビジョン2024～2033」を令和5年11月に策定（令和6年2月改定）した。

（４）集落排水事業

農業集落排水事業

農業集落排水事業は、農業集落におけるし尿や生活雑排水等の汚水等を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全と生活環境の改善を図るとともに、農業集落排水処理施設から排出される汚泥や処理水の循環利用の促進を図る事業である。

農林水産省における補助事業の採択基準は、農業振興地域内の農業集落で、受益戸数が 20 戸以上、処理対象人口がおおむね 1,000 人以下となっている。

呉市の農業集落排水事業は、8 地区で事業採択を受け、全ての地区で整備が完了している。

下蒲刈町下島地区は、平成 3 年度から事業に着手し、平成 11 年 11 月に処理施設の運転を開始した。

下蒲刈町三之瀬地区は、平成 6 年度から事業に着手し、平成 14 年 4 月に処理施設の運転を開始した。

安浦町野路西地区は、平成 9 年度から事業に着手し、平成 14 年 2 月に処理施設の運転を開始した。

豊浜町大浜地区は、平成 8 年度から事業に着手し、平成 13 年 7 月に処理施設の運転を開始した。

豊浜町立花地区は、平成 6 年度から事業に着手し、平成 9 年 1 月に処理施設の運転を開始した。

豊町沖友地区は、平成 11 年度から事業に着手し、平成 15 年 10 月に処理施設の運転を開始した。

豊町久比地区は、平成 16 年度から事業に着手し、平成 21 年 7 月に処理施設の運転を開始した。

蒲刈町向地区は、平成 16 年度から事業に着手し、平成 22 年 4 月に処理施設の運転を開始した。

漁業集落排水事業

漁業集落排水事業は、漁港の背後地としての漁業集落におけるし尿や生活雑排水等の汚水等を処理する施設を整備し、水質の保全を図るとともに、生活環境の改善を図る事業である。

農林水産省における補助事業の採択基準は、「漁港漁場整備法」に基づき指定された漁港の背後地の集落で、集落の人口が 100 人以上 5,000 人以下、全体事業費が 3,000 万円以上となっている。

呉市の漁業集落排水事業は、4 地区で事業採択を受け、3 地区で整備が完了し、残りの 1 地区では整備を進めている。

下蒲刈町大地蔵地区は、平成 4 年度から事業に着手し、平成 14 年 4 月に処理施設の運転を開始した。

倉橋町鹿老渡地区は、平成 6 年度から事業に着手し、平成 12 年 4 月に処理施設の運転を開始した。

豊浜町豊島地区は、平成 15 年度から事業に着手し、平成 25 年 5 月に処理施設の運転を開始し、下水道管の整備を平成 26 年度に完了した。

音戸町田原地区は、平成 18 年度から事業に着手したが、用地取得が難航し、平成 21 年度に事業を休止した。その後、隣接する公共下水道の音戸北部浄化センターに下水道管を接続して当該地区の汚水処理を行うことで事業承認が得られたため、平成 28 年度から事業を再開し下水道管を整備した箇所を令和 5 年 11 月から順次供用開始し、現在、令和 11 年度の事業完了に向けて整備を進めている。

処理対象汚水

集落排水処理施設による汚水処理は、一般廃棄物処理体系の中で行われるものであり、その対象は、原則として、し尿、生活雑排水、農家の作業排水及び日常生活関連の排水とし、工場排水、雨水、畜産排水等は含めないものとしている。

(参考) 簡易水道事業

国において、平成 28 年度までに簡易水道事業を水道事業に統合することを推し進めたため、平成 28 年度末に、5 簡易水道事業を廃止し、水道事業に統合した。

下蒲刈簡易水道事業

旧下蒲刈町は、三つの簡易水道から始まった。

三之瀬簡易水道事業は、昭和 39 年 5 月 12 日に認可を受け、昭和 40 年 4 月 1 日に給水を開始した。次に、下島簡易水道事業は、昭和 40 年 7 月 20 日に認可を受け、昭和 41 年 4 月 1 日に給水を開始した。最後に、大地蔵簡易水道事業は、昭和 42 年 8 月 10 日に認可を受け、昭和 43 年 6 月 1 日から給水を開始した。

町では、昭和 39 年から 43 年にかけて町民皆水道を完成させたが、水不足や農薬等による水源汚染等に悩まされていた。その折、昭和 48 年に広島県安芸灘地域水道用水供給事業より分水を受けることとなった。そのため、下島簡易水道事業と大地蔵簡易水道事業を廃止して、三之瀬簡易水道事業に統合した。

昭和 60 年、大地蔵地区の給水区域外に県営海岸環境整備事業の一環として海水浴施設を建設し、昭和 61 年より開業することとなったため、区域内人口、給水区域の拡張及び給水量の変更認可を行った。

平成 15 年 4 月 1 日の呉市との合併を控え、平成 15 年 3 月 7 日、給水区域及び計画給水人口の事業の変更を行った。

平成 15 年 4 月 1 日、呉市との合併に伴い、地方公営企業法を適用し、呉市下蒲刈簡易水道事業として呉市が引き継いだ。

平成 29 年 3 月 31 日、呉市水道事業との統合に伴い、呉市下蒲刈簡易水道事業を廃止した。

蒲刈簡易水道事業

旧蒲刈町は、昭和 31 年に町制を施行し、大浦簡易水道事業、宮盛簡易水道事業及び田戸簡易水道事業は昭和 46 年 8 月 30 日に、向簡易水道事業は昭和 47 年 9 月 1 日に、それぞれ認可を受け、昭和 49 年 5 月 1 日から地方公営企業法の非適用である簡易水道事業による給水を開始した。

平成 17 年 3 月 20 日に呉市との合併が施行されることとなり、大浦簡易水道事業、宮盛簡易水道事業及び田戸簡易水道事業を廃止して向簡易水道に統合することによって、事務事業等の効率化を図り、呉市への事業の引継ぎを円滑に行うために、給水区域を拡張し、給水人口及び給水量を見直す事業の変更認可を行った。

平成 17 年 3 月 20 日、呉市との合併に伴い、地方公営企業法を全部適用し、呉市蒲刈簡易水道事業として呉市が引き継いだ。

平成 29 年 3 月 31 日、呉市水道事業との統合に伴い、呉市蒲刈簡易水道事業を廃止した。

豊浜簡易水道事業

旧豊浜町は、町制施行前の昭和 41 年 7 月 1 日から地方公営企業法の非適用である簡易水道事業による給水を開始している。その後、昭和 44 年に町制施行し、立花簡易水道事業は昭和 47 年 8 月 15 日に、山崎簡易水道事業は昭和 48 年 8 月 16 日に、大浜簡易水道事業は昭和 49 年 3 月 11 日に、内浦簡易水道事業は平成 2 年 7 月 26 日に、それぞれ認可を受け、給水を開始した。

平成 17 年 3 月 20 日に呉市との合併が施行されることとなり、大浜簡易水道事業、山崎簡易水道事業及び立花簡易水道事業を廃止して内浦簡易水道事業に統合することによって、事務事業等の効率化を図り、呉市への事業の引継ぎを円滑に行うために、給水区域を拡張し、給水量を見直す事業の変更認可を行った。

平成 17 年 3 月 20 日、呉市との合併に伴い、地方公営企業法を全部適用し、呉市豊浜簡易水道事業として呉市が引き継いだ。

平成 29 年 3 月 31 日、呉市水道事業との統合に伴い、呉市豊浜簡易水道事業を廃止した。

豊簡易水道事業

旧豊町は、昭和 31 年に町制を施行し、大長・御手洗簡易水道事業は、昭和 47 年 9 月 4 日に、久比・沖友簡易水道事業は、昭和 48 年 8 月 10 日に、それぞれ認可を受け、昭和 49 年 4 月 1 日から地方公営企業法の非適用である簡易水道事業による給水を開始した。また、三角簡易水道事業は、昭和 49 年 9 月 25 日に認可を受け、昭和 51 年 4 月 1 日から地方公営企業法の非適用である簡易水道事業による給水を開始した。

平成 17 年 3 月 20 日に呉市との合併が施行されることとなり、久比・沖友簡易水道事業及び三角簡易水道事業を廃止して大長・御手洗簡易水道事業に統合することによって、事務事業等の効率化を図り、呉市への事業の引継ぎを円滑に行うために、給水区域を拡張し、給水人口及び給水量を見直す事業の変更認可を行った。

平成 17 年 3 月 20 日、呉市との合併に伴い、地方公営企業法を全部適用し、呉市豊簡易水道事業として呉市が引き継いだ。

平成 29 年 3 月 31 日、呉市水道事業との統合に伴い、呉市豊簡易水道事業を廃止した。

倉橋簡易水道事業

旧倉橋町は、昭和 27 年に町制を施行し、簡易水道事業は、昭和 54 年 5 月 31 日に釣士田簡易水道事業、昭和 55 年 7 月 17 日に長谷簡易水道事業、平成 5 年 4 月 22 日に大迫簡易水道事業、平成 7 年 3 月 29 日に北部簡易水道事業の認可をそれぞれ受け、昭和 55 年 4 月から地方公営企業法の全部適用である簡易水道事業による給水を開始した。大迫簡易水道事業は、平成 15 年 3 月 31 日に上水道事業に統合するため廃止した。

平成 17 年 3 月 20 日に呉市との合併が施行されることとなり、釣士田簡易水道事業及び長谷簡易水道事業を廃止して北部簡易水道事業に統合することによって、事務事業等の効率化を図り、呉市への事業の引継ぎを円滑に行うために事業の変更を行った。

平成 17 年 3 月 20 日、呉市との合併に伴い、呉市倉橋簡易水道事業として、呉市が引き継いだ。

平成 29 年 3 月 31 日、呉市水道事業との統合に伴い、呉市倉橋簡易水道事業を廃止した。

合併後の簡易水道事業

平成 15 年度及び 16 年度における合併に伴い、旧町の簡易水道事業を引き継いだため、下蒲刈簡易水道事業（計画給水人口 4,200 人、計画 1 日最大給水量 1,440 m³）、蒲刈簡易水道事業（計画給水人口 2,091 人、計画 1 日最大給水量 1,044 m³）、豊浜簡易水道事業（計画給水人口 3,800 人、計画 1 日最大給水量 1,044 m³）、豊簡易水道事業（計画給水人口 2,240 人、計画 1 日最大給水量 1,119 m³）及び倉橋簡易水道事業（計画給水人口 2,990 人、計画 1 日最大給水量 947 m³）の 5 簡易水道事業（計画給水人口 15,321 人、計画 1 日最大給水量 5,594 m³）を運営することとなった。

平成 20 年度には、現況に合わせた数値とするため、5 簡易水道事業の推計をし直し、下蒲刈簡易水道事業（計画給水人口 2,000 人、計画 1 日最大給水量 1,201 m³）、蒲刈簡易水道事業（計画給水人口 2,500 人、計画 1 日最大給水量 1,610 m³）、豊浜簡易水道事業（計画給水人口 2,000 人、計画 1 日最大給水量 1,402 m³）、豊簡易水道事業（計画給水人口 2,800 人、計画 1 日最大給水量 1,410 m³）及び倉橋簡易水道事業（計画給水人口 2,100 人、計画 1 日最大給水量 877 m³）の 5 簡易水道事業（計画給水人口 11,400 人、計画 1 日最大給水量 6,500 m³）の事業の変更認可を行った。

平成 28 年度末の簡易水道の普及率は、99.4%である。

なお、5 簡易水道事業は、平成 28 年度末、呉市水道事業との統合に伴い廃止した。